第1回 定 期 総 会 議 事 録

1、日 時

令和3年1月8日(金)

2、場 所

中津市役所 3階 大会議室

3、出席委員

1番橋本委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番 奥委員、6番田畑委員、7番多村委員、8番中原委員、9番石川委員、 10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、 15番村上委員、最適化推進員、11名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、 濱田、武信、村本、浦野、岡崎、尾家、加藤)

4、欠席委員

14番梶原委員、最適化推進員、12名(黒土、武本、岩渕、北山、髙橋、鷹﨑、井上、北村、蟇、江島、苅北、新谷)

5、事務局

福永局長、中春次長、梶原次長、井上

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午前9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

7番 多村委員、9番 石川委員

福永局長

新年あけましておめでとうございます。それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

中原会長

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。それでは、只今より令和3年第1回定期総会を開催致します。 議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議長

それでは、議事録署名委員を7番 多村委員、9番 石川委員にお願いします。よろしくお願いします。

議案審議

議第1号

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について

議長

議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議 長 1番について橋本委員より調査報告をお願いします。

橋本委員 1番について報告いたします。調査の結果、合意解約で間違いありま

せん。解約後は利用権設定をするということです。審議をお願いします。

議 長 ただいま1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議は

ございませんか。

全委員(異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。

続いて、2番3番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議

事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員 退席

議 長 それでは、2番3番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 2番3番について長谷川推進委員より調査報告をお願いします。

長谷川推進委員 2番3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合 意解約で間違いありません。解約後は後ほど5条申請の案件となります。

審議をお願いします。

議 長 ただいま、2番3番について長谷川推進委員より調査報告がありまし

たが、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、2番3番について当委員会は承認と致します。

橋本委員は入室してください。

橋本委員 着席

議 長 続いて、4番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 4番について多村委員より調査報告をお願いします。

多村委員 4番について報告します。双方に確認いたしました結果、合意解約で 間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。審議を

お願いします。

議 長 ただいま、4番について多村委員より調査報告がありましたが、異議

はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、4番について当委員会は承認と致します。

続いて、5番から7番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 それでは5番から7番について田畑委員に調査報告をお願いします。

田畑委員 5番について報告します。双方に確認の結果、合意解約で間違いあり

ません。解約後は、利用権を設定するということです。

6番7番について報告します。双方に確認の結果、合意解約で間違い ありません。解約後は自作するとのことです。審議をお願いします。

議 長 ただいま5番から7番について田畑委員より調査報告がありました

が、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、5番から7番について当委員会は承認と致します。

8番9番については、取り下げが出ています。事務局説明をお願いし

ます。

事務局(井上) 取り下げの対しての説明

議 長 それでは、10番から12番まで、事務局より議案の説明をお願いし

ます。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 10番から12番について村上委員より調査報告をお願いします。

村上委員 10番から12番について報告いたします。双方に確認いたしました 結果、合意解約で間違いありません。解約後は、利用権を設定するとい

うことです。審議をお願いします。

議 長 ただいま、10番から12番について村上委員より調査報告がありま

したが、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、10番から12番について当委員会は承認と致しま

す。

議案審議

議第2号 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について

議 長 議第2号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事

務局より説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 ただいま、農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、

事務局より説明がございましたが異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件につ

いて、当委員会は承認と致します。

議案審議

議第3号 空き家バンク付随農地について

議 長 議題3号空き家バンク付随農地について、事務局説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 ただいま、空き家バンク付随農地について、事務局より説明がござい

ましたが異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

長

異議なしと認め、空き家バンク付随農地について、当委員会は承認と 議 長

致します。

議案審議 農用地利用集積計画(案)について

議第4号 議第4号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入 る前に白木原委員、田畑委員、村上委員、尾家推進委員が会議規則

第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

白木原委員 退席 田畑委員 退席 村上委員 退席 尾家推進委員 退席

それでは、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振 議 長

興課担当より説明をお願いします。

(農政振興課 担当 説明) 農政振興課

(森下)

議

議 長 ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振

興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については 議 長

承認といたします。

白木原委員、田畑委員、村上委員、尾家推進委員は入室してください。

白木原委員 着席 田畑委員 着席 尾家委員 着席

村上委員 着席

それでは、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振 議 長

興課担当より説明をお願いします。

農政振興課

(農政振興課 担当 説明)

(森下)

議 長 ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振

興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の所有権移転については

承認といたします。

議案審議

議第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について

議 長 議第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件の1番

について、事務局より説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 1番について高倉委員より調査報告をお願いします。

高倉委員 (1番の申請地の場所について説明)

双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を 満たしており、所有権移転後は自作するとのことです。審議をお願いし

ます。

議 長 ただいま、1番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議

はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

議 長 続いて、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 2番について奥委員より調査報告をお願いします。

奥 委員 (2番の申請地の場所について説明)

双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を 満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。

議 長 ただいま、2番について奥 委員より調査報告がありましたが、異議

はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。

次の審議に入る前に中原委員が会議規則第10条の議事参与の制限に

抵触しますので一時退室をお願いします。

中原委員 退席 (議長交代)

議長代理 それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

坪根副会長

事務局(井上) 議案朗読

議長代理 3番について浦野推進委員に調査報告をお願いします。

坪根副会長

浦野推進委員 (3番の申請地の場所について説明)

双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を

満たしており、問題ないと思われます。審議をお願いします。

議長代理 ただいま3番について浦野推進委員より調査報告がありましたが、異

坪根副会長 議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議長代理 異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。中原委員

坪根副会長は入室してください。

中原委員 着席(議長交代)

議 長 それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願い致します。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 4番について岡﨑推進委員より調査報告をお願いします。

岡﨑推進委員 (4番の申請地の場所について説明)

双方に確認の結果、生前一括贈与で間違いありません。譲受人は農地 取得要件を満たしており、問題ないと思われます。審議お願いします。

議 長 ただいま、4番について岡﨑推進委員より調査報告がありましたが、 異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。

続いて、5番6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 5番6番について浦野推進委員より調査報告をお願いします。

浦野推進委員 (5番6番の申請地の場所について説明)

双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人が農地取得要件を 満たしており、問題ないと思います。審議をお願いします。

議 長 ただいま、5番6番について浦野推進委員より調査報告がありました が、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、5番6番について当委員会は許可と致します。 続いて、7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 7番について尾家推進委員より調査報告をお願いします。

尾家推進委員

(7番の申請地の場所について説明)

双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を 満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審 議をお願いします。

議 長

ただいま、7番について尾家推進委員より報告がありましたが、異議 はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。8番の審議に入る前に岡﨑推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

岡﨑推進委員 退席

議長

それでは、8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議長

8番について石川委員より調査報告をお願いします。

石川委員

(8番の申請地の場所について説明)

双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を 満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審 議をお願いします。

議 長

ただいま、8番について石川委員より報告がありましたが、異議はご ざいませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。 岡崎委員は入室してください。

岡﨑推進委員 着席

議長

それでは、9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 9番について玉麻委員より調査報告をお願いします。

玉麻委員 (9番の申請地の場所について説明)

双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を 満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。審 議をお願いします。

議 長 ただいま、9番について玉麻委員より調査報告がありましたが、異議 はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について

議 長 議題6号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件の1番 について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 1番について前田推進委員に調査報告をお願いします。

前田推進委員 (1番の申請地の場所について説明)

転用目的は貸駐車場用地です。雨水排水は隣接する道路の側溝に放流 します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。審議を

お願いします。

議 長 ただいま1番について前田推進委員より報告がありましたが、異議は

ございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

続いて、2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 2番について多村委員より調査報告をお願いします。

多村委員 (2番の申請地の場所について説明)

> 転用目的は農地造成で、許可後から令和3年2月28日までの一時転 用です。雨水排水は、自然浸透及び南側の既存水路へ放流します。境界 もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思わ

れます。審議をお願いします。

長 ただいま、2番について多村委員より報告がありましたが、異議はご 議

ざいませんか。

全委員 (異議なし)

長 異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 議

> 3番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限 に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員 退席

それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。 議 長

事務局(中春) 議案朗読

3番について多村委員より調査報告をお願いします。 議 長

多村委員 (3番の申請地の場所について説明)

> 転用目的は農地造成で、許可後から令和3年3月31日までの一時転 用です。雨水排水は、自然浸透及び北側の既存水路へ放流します。境界 もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思わ

れます。審議をお願いします。

ただいま、3番について多村委員より報告がありましたが、異議はご 議 長

ざいませんか。

全委員 (異議なし) 議 長 異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。

橋本委員は入室してください。

橋本委員 着席

議 長 それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 4番について加藤推進委員より調査報告をお願いします。

加藤推進委員 (4番の申請地の場所について説明)

転用目的は宅地敷地拡張用地です。昭和57年頃から住宅の庭の一部として使用されており、追認の申請をするもので、始末書も添付されています。雨水排水は、隣接する水路に放流します。周囲は申請者の農地と宅地のみで、境界杭も確認できましたので問題ないものと思われます。

審議をお願いします。

議 長 ただいま、4番について加藤推進委員より報告がありましたが、異議

はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について

議 長 議題7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件の

1番2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 1番2番について廣津推進委員より調査報告をお願いします。

廣津推進委員 (1番の申請地の場所について説明)

転用目的は一般住宅用地で、使用貸借による申請です。生活排水は公 共下水道へ接続します。雨水は敷地内で集水し、西側の県道側溝へ放流 します。周囲は貸人の農地と宅地のみで、境界杭も確認できましたので 問題ないものと思われます。審議をお願いします。

廣津推進委員

(2番の申請地の場所について説明)

転用目的は一般住宅用地です。手前の部分に砂利が見えますが、先日まで奥の農地に農業用倉庫が立っており、奥の倉庫と農地への進入路として利用していました。生活排水は隣接する親の家の下水道桝へ接続し公共下水道へ放流します。雨水排水は敷地内で集水し、同じく隣接する親の家の排水路へ放流します。周囲は申請者の農地と宅地のみで、境界杭も確認できましたので問題ないものと思われます。審議をお願いします。

議長

ただいま、1番2番について廣津推進委員より報告がありましたが、 異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。3番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員 退席

議 長

それでは、3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春)

議案朗読

議 長

3番について長谷川推進委員に調査報告をお願いします。

長谷川推進委員

(3番の申請地の場所について説明)

転用目的は賃貸共同住宅用地2棟です。生活排水は公共下水道に接続 し、雨水排水は隣接する道路側溝に放流します。境界もはっきりしてお り、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。

議 長

ただいま、3番について長谷川推進委員より報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。

橋本委員は入室をお願いします。

橋本委員 着席

それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。 議 長

事務局(中春) 議案朗読

長 4番について高倉委員より調査報告をお願いします。 議

高倉委員 (4番の申請地の場所について説明)

> 転用目的は一般住宅及び進入路用地です。生活排水は合併処理浄化槽 を設置し、敷地内で集水した雨水排水と一緒に水路に放流します。境界 もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いしま す。

議 長 ただいま4番について髙倉委員より報告がありましたが、異議はござ いませんか。

全委員 (異議なし)

異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 議 長

続いて、5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 5番について白木原委員に調査報告をお願いします。

白木原委員 (5番の申請地の場所について説明)

> 転用目的は、譲受人の営む造園業用の資材置場用地です。申請地は、 以前より庭木用の苗を育てていました。雨水排水につきましては、自然 浸透及び敷地内にある既存集水桝にて集水し西側のため池に放流しま す。周囲には譲渡人の農地しかなく、境界杭も確認できましたので、問

題はないと思います。審議をお願いします。

議 長 ただいま、5番について白木原委員より報告がありましたが、異議は

ございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。

続いて、6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 6番について奥委員より調査報告をお願いします。

奥 委員 (6番の申請地の場所について説明)

転用目的は一般住宅用地です。生活排水は、前面道路の集落排水に接続し、雨水排水は、隣接の水路に放流します。境界もはっきりしており、

特に問題はないと思われます。審議をお願いします。

議 長 ただいま6番について奥委員より報告がありましたが、異議はござい

ませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。

続いて、7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 7番について多村委員より調査報告をお願いします。

多村委員 (7番の申請地の場所について説明)

転用目的は資材置場及び駐車場用地です。雨水排水は、敷地内に集水桝を設置し、隣接する宅地の排水桝に接続し、放流します。境界もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われます。

審議をお願いします。

議 長 ただいま、7番について多村委員より報告がありましたが、異議はご

ざいませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。

議 長 続いて、8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(中春) 議案朗読

議 長 8番について浦野推進委員より調査報告をお願いします。

浦野推進委員 (8番の申請地の場所について説明)

転用目的は宅地敷地拡張用地です。33年前には家がありましたが、畑である場所が一部宅地となっていたため、今回、無断転用と判明し始末書を添付して、所有権移転贈与の申請を行うものです。境界もはっきりしており、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。

議 長 ただいま、8番について浦野推進委員より報告がありましたが、異議 はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第8号 非農地証明願に関する件について

議 長 議第6号の非農地証明願に関する件についての1番から7番まで、

事務局より説明をお願いします。

事務局(井上) 議案朗読

議 長 ただいま、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と

致します。

議案審議

議第9号 その他について

議 長 議題9号その他について事務局より説明をお願いします。

福永局長 (別紙議案のとおり)

議長

それでは総括を進めたいと思います。

議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。

議題2号 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、 当委員会は承認といたします。

議題3号 空き家バンク付随農地について、当委員会は承認といたします。

議題4号、農地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたします。

議題5号、農地法第3条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。

議題6号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。

議題7号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。

議題8号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。

以上でございます。長い時間審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第1回定期総会を閉会いたします。